

令和7年度 第1回「あくらの未来を考える会」を終えて

テーマ：災害時における福祉事業所と地域の連携を考えよう②

～各役割を改めて確認し円滑な連携を考えてみよう～

主催：コミュニティ安倉（安倉地区まちづくり協議会）

日時：2025年6月25日（水）午後1時30分から

場所：宝塚市総合福祉センター 3階、特別会議室

1. 出席数

（事業所：9、民生児童委員：7、コミュニティ：5、市役所：6）27名

2. 配付資料

「令和7年度 第1回安倉の未来を考える会レジメ」「福祉避難所等の設置運営マニュアル」

「災害時 福祉避難所利用までの主な流れ」

3. 今回確認が出来たこと

- (ア) 福祉避難所が開設されるまで3日以内の時間（準備）がかかり、避難所開設とで差が生じる。
- (イ) 国としては、要支援者を直接福祉避難所に避難させる方向で話をしているが、宝塚市では現時点では難しいと考えている。
- (ウ) 福祉避難所の入所判断（トリアージ）を行うのは、市の保健師などとなっている。
※直接福祉避難所で受け入れする場合は、福祉避難所の判断となる。
- (エ) 福祉避難所への移送は、原則利用者の家族や支援者で行い、困難な場合は市が行う。
(協定施設へ要請する場合有り)
- (オ) 福祉避難所が開設されたことの広報は市が行う。入所者や家族には施設側が行う。
近隣に対して開設の広報を行うと、直接避難する人が殺到する恐れがあるため事実上広報は出来ない。
- (カ) 福祉避難所開設前に直接避難受け入れをした場合、開設後に市に受け入れ報告をする。
※受け入れされた方の情報は避難所には入らない。
- (キ) 福祉避難所への食糧など支援物資は、避難所を経由しないで市から直接福祉避難所に届けられる。
- (ク) 避難者情報は、各所・団体からそれぞれ市に連絡が入るが、その情報は避難所や地域にフィードバックされない。※行方不明者リストのみ公開される。
- (ケ) 小規模のグループホームについても、BCP（事業継続計画）を作成しているので、これに基づいた避難となる。被災状況によっては避難所に避難する場合もある。
- (コ) 在宅避難者の具体的な支援方法については、現在模索をしている段階。
※「避難者カード」を提出（在宅避難として記載）している方が対象。
- (サ) 「避難者カード」の提出は“本人（同居の家族）”となっているが、ご近所や民生児童委員などの支援者による代理提出（現に在宅されていることを確認されている事を前提として）ができる。
- (シ) 在宅避難者であっても「避難者カード」を提出していれば避難所と同じ扱いになるので、保健師が訪問してトリアージをすることとなる。
※人手に関しては調整が必要。ケアマネージャーなど協力が必要。
- (ス) 支援の人材は、災害ボラセンでマッチングを行ってもらうことが可能。（現時点で介護福祉士などの技能を持った方を含め支援の要請や派遣の調整を市では行っていない。）

4. 次回（9月開催予定）に向けての検討事項

※特に福祉避難所開設までの発災から3日間、ボランティアが動き出すまでの間

- (ア) 「災害時要援護者支援制度」に登録されている方は障碍のことなど詳細が事前に判っているので、デイサービスなど普段からの関与先を主とした事前の受け入れ先（直接避難先）を決めておくことが出来ないか。
- (イ) 福祉避難所の入所判断（トリアージ）を市の保健師以外の方が出来るように出来ないか。
- (ウ) 福祉避難所への移送方法を利用者の家族や支援者の原則とすることは困難ではないか。
(福祉タクシーなどと事前に搬送協定は出来ないか。)
- (エ) 避難所には市から衛星電話など通信が出来る機材を持った方が来られるが、各福祉避難所との連絡方法はどの様に確保されるのか。
- (オ) 要支援者の在宅避難をどのようにフォローしていくのか。
 - ・「避難者カード」内容の見直し
 - ・在宅避難者情報の管理
 - ・支援物資の配達など
 - ・各支援団体との情報伝達などの連携（各団体が得た情報がどこまで共有されてくるのか）
- (カ) 市側の関係各課の連携をスムーズに行えないか。
- (キ) 知的障害など、配慮や支援が必要な避難者に対しての支援方法はどの様にしていくのが良いか。
(たからづか支援学校からも話を伺う)

5. その他 次回は9月開催予定

※当日の配付資料などは、ブログページ (<https://takarazuka-community.jp/akura/>)
に掲載致しました。



まち協ブログ二次元コード